

令和6年度第2回丸亀市国民健康保険運営協議会次第

令和7年2月13日（木）午後2時00分～
丸亀市役所 庁舎 201・202会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 健康福祉部長あいさつ

4. 会議録署名委員の指名

5. 議 事

(1) 令和6年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通しについて

(2) 令和7年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通しについて

(3) 令和6年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通しについて

(4) 令和7年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通しについて

(5) 国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定について

(6) 入院時の食費基準額の見直しについて

(7) 高額療養費制度の見直しについて

6. その他

7. 閉 会

議事(1) 令和6年度 丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し

【歳入】 (千円)					【歳出】 (千円)				
科 目	当初予算	4月～2月 補正等	3月補正 (案)	現計予算	科 目	当初予算	4月～2月 補正等	3月補正 (案)	現計予算
1 保 険 税	2,016,400	0	▲ 200,000	1,816,400	1 総 務 費	231,001	0	▲ 14,800	216,201
一 般 分	2,016,260		▲ 200,000	1,816,260	総務管理費	166,773		▲ 15,000	151,773
退 職 分	140			140	徴 税 費	63,850		200	64,050
2 一部負担金	2			2	運営協議会費	378			378
3 使用料及び手数料	900			900	2 保 険 給 付 費	9,043,134	0	0	9,043,134
4 国庫支出金	0			0	一般給付費	8,959,285			8,959,285
5 療養給付費交付金	—			0	退職給付費	4			4
6 県 支 出 金	9,113,283	0	▲ 4,602	9,108,681	移 送 費	51			51
保険給付費等交付金	9,111,283	0	▲ 3,637	9,107,646	小計(県普通交付金)	8,959,340		0	8,959,340
・普通交付金	8,959,340			8,959,340	傷病手当金	300			300
・特別交付金	151,943		▲ 3,637	148,306	審査支払手数料	28,494			28,494
その他(直診補助金)	2,000		▲ 965	1,035	出産育児一時金	45,000			45,000
7 財 産 収 入	1		1	2	葬 祭 費	10,000			10,000
8 繰 入 金	1,122,589		82,950	1,205,539	3 国保事業費納付金	2,726,099		438,075	3,164,174
保険基盤安定繰入金	571,000	0	52,633	623,633	医療給付費分	1,886,693		303,192	2,189,885
・保険税軽減分	376,000		34,385	410,385	一般被保険者分	1,886,593		303,192	2,189,785
・保険者支援分	195,000		18,248	213,248	退職被保険者等分	100		0	100
職員給与等繰入金	222,341		▲ 14,800	207,541	後期高齢者支援金等分	639,570		102,772	742,342
出産育児一時金繰入金	30,000		0	30,000	一般被保険者分	639,570		102,772	742,342
財政安定化支援事業	107,262		59,936	167,198	退職被保険者等分	0		0	0
直診施設繰出金	77,092		▲ 9,898	67,194	介護納付金分	199,836		32,111	231,947
地方単独事業波及増分	107,000		▲ 3,242	103,758	4 財政安定化基金繰出金	0			0
国保会計収支安定分 (赤字補填)	754		▲ 754	0	5 保 健 事 業 費	162,575		0	162,575
未就学児均等割保険税 繰入金	5,520		▲ 458	5,062	特定健康診査等事業費	93,365			93,365
産前産後保険税繰入金	1,620		▲ 467	1,153	特定保健指導事業費	13,904			13,904
9 繰越金(前年度)	1		1,087,927	1,087,928	国保保健事業費	38,188			38,188
10 諸 収 入	24,824		▲ 7,500	17,324	地域医療費	17,118			17,118
				0	6 基 金 積 立 金	1		550,001	550,002
				0	7 諸 支 出 金	112,190		▲ 14,500	97,690
				0	償還金及び還付加算金等	10,840			10,840
				0	繰出金(診療所特会繰出金)	101,350		▲ 14,500	86,850
				0	8 予 備 費	3,000			3,000
歳 入 合 計	12,278,000	0	958,776	13,236,776	歳 出 合 計	12,278,000	0	958,776	13,236,776

議事(2) 令和7年度 丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通し

【歳入】

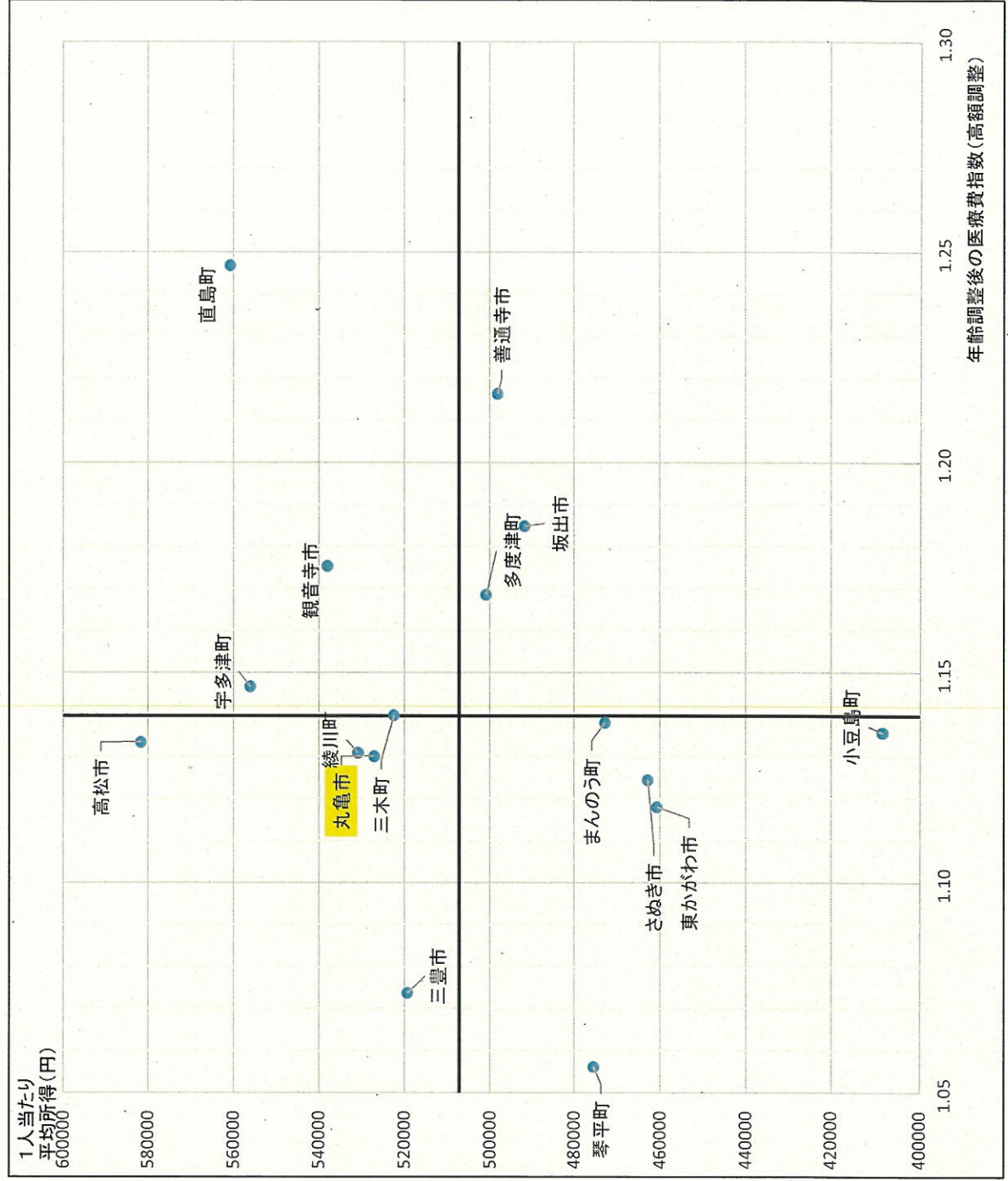
科 目	R7年度 当初予算(案)	前年度 当初予算比 (千円)	前年度 当初予算比
1 保 険 税	1,909,300	▲ 107,100	94.7%
一般分	1,909,240	▲ 107,020	94.7%
退職分	60	▲ 80	42.9%
2 一部負担金	1	▲ 1	50.0%
3 使用料及び手数料	360	▲ 540	40.0%
4 国庫支出金	0	0	—
5 療養給付費交付金	—	—	—
6 県 支 出 金	9,062,890	▲ 50,393	99.4%
保険給付費等交付金	9,062,890	▲ 48,393	99.5%
・普通交付金	8,897,000	▲ 62,340	99.3%
・特別交付金	165,890	13,947	109.2%
その他(直診補助金)	0	▲ 2,000	—
7 財 産 収 入	2	1	200.0%
8 繰 入 金	1,162,625	40,036	103.6%
保険基金安定繰入金	534,000	▲ 37,000	93.5%
・保険税軽減分	352,000	▲ 24,000	93.6%
・保険者支援分	182,000	▲ 13,000	93.3%
職員給与等繰入金	234,869	12,528	105.6%
出産育児一時金繰入金	26,667	▲ 3,333	88.9%
財政安定化支援事業	161,881	54,619	150.9%
直診施設繰出金	95,068	17,976	123.3%
地方単独事業波及増分	103,000	▲ 4,000	96.3%
国保会計収支安定分 (赤字補填)	0	▲ 754	0.0%
未就学児均等割保険税 繰入金	5,520	0	100.0%
産前産後保険税繰入金	1,620	0	100.0%
財政調整基金繰入金	20,000	0	2000000.0%
9 繰越金(前年度)	1	0	0.0%
10 諸 収 入	24,821	▲ 3	100.0%
歳 入 合 計	12,180,000	▲ 98,000	99.2%

【歳出】

科 目	R7年度 当初予算(案)	前年度 当初予算比 (千円)	前年度 当初予算比
1 総 務 費	234,869	3,868	101.7%
総務管理費	162,653	▲ 4,120	97.5%
徴 税 費	71,788	7,938	112.4%
運営協議会費	428	50	113.2%
2 保 険 給 付 費	8,928,728	▲ 114,406	98.7%
一般給付費	8,850,000	▲ 109,285	98.8%
退職給付費	0	▲ 4	0.0%
移 送 費	50	▲ 1	98.0%
小計(県普通交付金)	8,850,050	▲ 109,290	98.8%
傷病手当金	100	▲ 200	33.3%
審査支払手数料	28,578	84	100.3%
出産育児一時金	40,000	▲ 5,000	88.9%
葬 祭 費	10,000	0	100.0%
3 国保事業費納付金	2,739,915	13,816	100.5%
医療給付費分	1,973,473	86,780	104.6%
一般被保険者分	1,973,473	86,880	104.6%
退職被保険者等分	0	▲ 100	0.0%
後期高齢者支援金等分	577,420	▲ 62,150	90.3%
一般被保険者分	577,420	▲ 62,150	90.3%
退職被保険者等分	0	0	#DIV/0!
介護納付金分	189,022	▲ 10,814	94.6%
4 財政安定化基金拠出金	0	0	—
5 保 健 事 業 費	146,271	▲ 16,304	90.0%
特定健康診査等事業費	93,440	75	100.1%
特定保健指導事業費	15,411	1,507	110.8%
国保保健事業費	37,420	▲ 768	98.0%
地域医療費	0	▲ 17,118	0.0%
6 基 金 積 立 金	2	1	200.0%
7 諸 支 出 金	127,215	15,025	113.4%
償還金及び還付加算金等	11,240	400	103.7%
繰出金(診療所特会拠出金)	115,975	14,625	114.4%
8 予 備 費	3,000	0	100.0%
歳 出 合 計	12,180,000	▲ 98,000	99.2%

県内市町国保における所得水準と医療費水準の相関図

	年齢調整後の 医療費指数 (高額調整)	1人当たり平均 所得
高松市	1.1334	581,665
丸亀市	1.1301	527,137
坂出市	1.1849	491,735
善通寺市	1.2163	498,076
観音寺市	1.1754	537,968
さぬき市	1.1244	462,820
東かがわ市	1.1180	460,673
三豊市	1.0737	519,232
土庄町	1.0464	488,452
三木町	1.1399	522,457
直島町	1.2468	560,713
宇多津町	1.1467	555,996
琴平町	1.0562	475,475
多度津町	1.1685	500,848
まんのう町	1.1381	472,714
小豆島町	1.1357	408,515
綾川町	1.1309	530,958
県平均	1.1352	518,752



議事(3) 令和6年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し

資料 3

【歳入】

(千円)

科 目		R6年度 当初予算	3月補正 (案)	R6年度 現計予算
診療 収入	1 国 保	3,100		3,100
	2 社 保	1,000		1,000
	3 後期高齢	15,900		15,900
	4 生活保護	410		410
	5 そ の 他	3,000		3,000
	6 一部負担金	3,200		3,200
	小 計	26,610	0	26,610
手 数 料 及 使 用 料	文 書 料	50		50
	計	50	0	50
繰 入 金		101,350	▲ 14,500	86,850
雑 入		390	0	390
繰 越 金		0		0
市 債		2,000		2,000
歳 入 合 計		130,400	▲ 14,500	115,900

【歳出】

(千円)

科 目				6年度 当初予算	3月補正 (案)	R6年度 現計予算	
総 務 費	施 設 管 理 費	一 般 管 理 費	1 報 酬	17,727		17,727	
			2 給 料	11,039	▲ 4,500	6,539	
			3 職員手当等	28,756	▲ 8,500	20,256	
			4 共済費	5,405	▲ 1,500	3,905	
			7 報償費	818		818	
			8 旅 費	2,982		2,982	
			10 需用費	6,891		6,891	
			11 役務費	2,684		2,684	
			12 委託料	8,734		8,734	
			13 使用貸借料	112		112	
			14 工事請負費	2,000		2,000	
			17 備品購入費	200		200	
			18 負担金補助	845		845	
			26 公課費	0		0	
			小 計	88,193	▲ 14,500	73,693	
			整備事業所	12 委託料	0		0
				14 工事請負費	0		0
	小 計	0		0	0		
	合 計			88,193	△14,500	73,693	
	医 業 費	医 療 用 機 械 器 具 費	10 需用費	800		800	
12 委託料			2,468		2,468		
13 使用貸借料			3,600		3,600		
17 備品購入費			4,550		4,550		
小 計			11,418	0	11,418		
機 材 費		医 療 用 消 耗 材	10 需用費	16,800		16,800	
			11 役務費	1,846		1,846	
			小 計	18,646	0	18,646	
生 医 材 費		医 療 用 衛 生 材	10 需用費	1,080		1,080	
			13 使用貸借料	846		846	
			小 計	1,926	0	1,926	
合 計			31,990	0	31,990		
公債費			元 金	8,929		8,929	
			利 子	288		288	
予 備 費				1,000		1,000	
歳 出 合 計				130,400	▲ 14,500	115,900	

議事(4) 令和7年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し

資料 4

【歳入】

(千円)

科 目		R7年度当初 予算(案)	前年度 当初予算比	前年度 当初予算比
診療収入	1 国 保	2,700	▲ 400	87.1%
	2 社 保	950	▲ 50	95.0%
	3 後期高齢	11,500	▲ 4,400	72.3%
	4 生活保護	210	▲ 200	51.2%
	5 そ の 他	2,200	▲ 800	73.3%
	6 一部負担金	2,550	▲ 650	79.7%
	小 計	20,110	▲ 6,500	75.6%
手数料 及び 手数料	文 書 料	105	55	210.0%
	計	105	55	210.0%
繰 入 金		115,975	14,625	114.4%
雑 入		310	▲ 80	79.5%
繰 越 金		0	0	-
市 債		0	▲ 2,000	-
歳 入 合 計		136,500	6,100	104.7%

【歳出】

(千円)

科 目				R7年度当初 予算(案)	前年度 当初予算比	前年度 当初予算比	
総 務 費	施 設 管 理 費	一 般 管 理 費	1 報 酬	19,398	1,671	109.4%	
			2 給 料	11,154	115	101.0%	
			3 職員手当等	30,095	1,339	104.7%	
			4 共済費	6,031	626	111.6%	
			7 報償費	808	▲ 10	98.8%	
			8 旅 費	2,548	▲ 434	85.4%	
			10 需用費	7,011	120	101.7%	
			11 役務費	1,745	▲ 939	65.0%	
			12 委託料	2,174	▲ 6,560	24.9%	
			13 使用賃借料	112	0	100.0%	
			14 工事請負費	0	▲ 2,000	-	
			17 備品購入費	200	0	100.0%	
			18 負担金補助	845	0	100.0%	
			26 公課費	20	20	-	
			小 計	82,141	▲ 6,052	93.1%	
			整本 備島 事診 業療 費所	12 委託料	500	500	-
				14 工事請負費	9,300	9,300	-
	小 計	9,800		9,800	-		
	合 計			91,941	3,748	104.2%	
	医 業 費	医 療 用 機 械 器 具 費	10 需用費	800	0	100.0%	
12 委託料			2,508	40	101.6%		
13 使用賃借料			3,682	82	102.3%		
17 備品購入費			1,100	▲ 3,450	24.2%		
小 計			8,090	▲ 3,328	70.9%		
機 材 耗 費		10 需用費	16,800	0	100.0%		
		11 役務費	1,853	7	100.4%		
		小 計	18,653	7	100.0%		
生 医 材 料 用 費 衛		10 需用費	1,200	120	111.1%		
		13 使用賃借料	846	0	100.0%		
		小 計	2,046	120	106.2%		
		合 計			28,789	▲ 3,201	90.0%
公債費		元 金	14,486	5,557	162.2%		
		利 子	284	▲ 4	98.6%		
予 備 費			1,000	0	100.0%		
歳 出 合 計			136,500	6,100	104.7%		

議事(5) 国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定

について

〈丸亀市国民健康保険税条例の一部改正（案）〉

1 概要

国民健康保険税は負担の上限額が定められているため、医療費等の増加により確保すべき保険料（税）が増加した場合、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯については保険税の負担が重くなる傾向にある。

このような状況のもと、国においては、限度額の引き上げにより高所得者層にも応分の負担を求めることで中間所得層の負担上昇の抑制を図り、また、物価上昇等の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、令和7年度においても賦課限度額の引き上げや、軽減判定所得の政令改正が予定されている。

本市においても政令に併せて丸亀市国民健康保険税条例を一部改正する予定。

2 内容

- ① 賦課限度額…医療分の基礎分を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金分を 24 万円から 26 万円に引き上げる。介護納付金分は据え置き。

	医療分		②介護納付金分	①+②+③
	① 基礎分	②後期高齢者支援金分		
現行	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改定	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円
引き上げ幅	+1 万円	+2 万円	変更なし	+3 万円

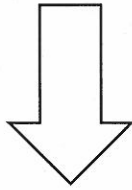
- ② 軽減判定所得…国民健康保険税の 5 割軽減・2 割軽減について軽減判定所得基準額の見直し。

・ 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 30.5 万円（現行：29.5 万円）に引き上げる。

・ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 56 万円（現行：54.5 万円）に引き上げる。

《 詳細 》

■ 軽減判定所得（現行）

$$7 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1)$$
$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{29.5 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$
$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{54.5 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$


■ 軽減判定所得（改正案）

$$7 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1)$$
$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{30.5 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$
$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{56 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、
後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する者

3 施行期日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

議事(6) 入院時の食費基準額の見直しについて

参考資料 厚生労働省保険局保険課 改正告示案（概要）

1 内容

入院時の食費については、令和6年度診療報酬改定において、1食当たり30円引き上げを行ったが、食材費等の高騰は更に続いている。医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、更に1食当たり20円引き上げられるもの

ただし、住民税非課税世帯に属する70歳以上の者であって、所得が一定の基準以下(前年の公的年金収入が80万円以下等)であるものについては据え置くこととし、その他の住民税非課税世帯に属する者については、1食につき10円引き上げる。

2 改定案

	現行		改定後	増額分
総額（医療機関に支払われる額）	670円	⇒	690円	+20円

うち患者の自己負担額

一般所得者	490円	⇒	510円	+20円
住民税非課税世帯の場合	230円	⇒	240円	+10円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	⇒	110円	据え置き

3 施行日

令和7年4月1日（予定）

厚生労働省保険局保険課 改正告示案 (概要)

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者 医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案について (概要)

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

○医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

○この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）において定められている。

○今般、食材費等の高騰が続いていることを踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

2. 改正の内容

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、1食につき20円引き上げる。ただし、住民税非課税世帯に属する70歳以上の者であって、前年の公的年金収入が80万円以下等であるものについては据え置くこととし、その他の住民税非課税世帯に属する者については、1食につき10円引き上げることとする。

3. 根拠条文

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項及び第85条の2第2項
- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第52条第2項及び第52条の2第2項
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項及び第75条第2項

4. 適用期日等

- 告示日：令和7年2月中旬（予定）
- 適用期日：令和7年4月1日

議事(7) 高額療養費制度(※)の見直しについて

※高額療養費制度…医療費の家計負担が重くならないよう、年齢や年収に応じて、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度

1 概要

高額療養費については、高齢化や高額薬剤の普及等により、その総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。

そこで、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から見直すもの。

2 見直しの方針

参考資料第 192 回社会保障審議会医療保険部会資料 2 厚生労働省保険局

「高額療養費制度の見直しについて」

負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、

①各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げる（低所得者に配慮）

②住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を実施する

併せて、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、70 歳以上固有の制度である外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る。

3 内容

参考資料「高額療養費制度の見直しのイメージ」

4 実施時期

①令和 7 年 8 月～：現行の所得区分のまま 2.7%～15%引き上げ

②令和 8 年 8 月～：所得区分を細分化したうえで限度額を引き上げ

（一部据え置き）

③令和 9 年 8 月～：限度額の引き上げ（一部据え置き）